

## ◎ 2号・3号認定に必要な証明書類

必要書類は事由によって異なります。保護者（父・母とも）の、保育を必要とする状況が確認できる書類の提出が必要です。

保育を必要とする事由	具体的な保護者の状況	認定期間	証明書類 保護者（父・母とも） の書類の提出が必要
就労	給料・賃金等を得て月60時間以上就労している	最長で小学校就学の前まで	(1)「就労証明書」（発行日から3か月以内のもの） ※就労先が複数ある場合、それぞれの雇用主の証明が必要です。  (2)「就労内容別に必要な添付書類一覧」（次頁別表参照）
妊娠・出産	出産予定日6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から、出産後8週間を経過するまでの期間にある	出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	「妊娠・出産申立書」 ・母子健康手帳の表紙の写し（申立書に糊付け）
疾病・障害	疾病、負傷又は心身に障害がある	最長で小学校就学の前まで	下記のいずれか1点 ・医師の「診断書」（発行日から3か月以内のもの） ・障害者手帳または療育手帳の写し
介護・看護	原則、同居親族の介護または看護（長期入院している親族を含む。）を月60時間以上行っている	最長で小学校就学の前まで	「介護・看護申立書」（スケジュール表の提出を依頼する場合があります。）と 下記のいずれか1点 ・医師の「診断書」（発行日から3か月以内のもの） ・障害者手帳または療育手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し（要介護認定の記載のあるもの）
災害復旧	火災、風水害、地震等の災害により、その復旧にあたっている	最長で小学校就学の前まで	内容がわかる書類
求職活動	就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を行っている	認定開始日からかぞえて2か月目の末日まで	「求職活動（起業準備）申立書」
就学	学校教育法に基づく大学等又は職業能力開発施設における職業訓練に月60時間以上就学している	保護者の卒業予定日が属する月の月末まで	「在学証明書」（就学期間及び授業カリキュラムがわかるもの）
育児休業	認定を受ける児童の弟妹の育児休業を取得している	育児休業期間終了日が属する月の末日まで	「就労証明書」（発行日から3か月以内のもの）
虐待・DVの他、市が認める場合			内容がわかる書類

## ◎就労内容別に必要な添付書類一覧

就労の実態を適正に把握するため、「就労証明書」に加えて以下の添付書類をご提出ください。

被雇用者		添付書類は不要です。 被雇用者には、産休・育休から復職される方、就労が内定している方を含みます。
自営業 会社経営 農業	経営者	事業の確認ができる書類の写し 例：源泉徴収票（法人経営者）、直近3カ月分の収支が分かる帳簿など（個人事業主・個人農家）、確定申告書、営業証明書、開業届など
	協力者	添付書類は不要です。
内職		内職の内容がわかる資料、内職による収入がわかる資料（発注書等）

必要に応じて、勤務先等への就労確認や実態調査を行います。また、「就労証明書」等の押印は省略することができますが、「就労証明書」等を偽造、変造（無断作成、改変）した場合は有印私文書偽造罪等に該当する可能性があります。